

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人東日本不動産流通機構（以下「この法人」という。）の定款第16条及び第32条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 三 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- 四 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- 五 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 六 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(常勤役員の定数)

第3条 常勤役員の定数は、1人とする。

(報酬等の支給)

第4条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 5 評議員には、定款第16条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

- 第5条 この法人の常勤役員の報酬月額は別表第1「常勤役員の俸給表」のとおりとし、常勤役員のうち各々の理事の報酬月額は別表第1「常勤役員の俸給表」のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。
- 2 この法人の常勤の監事の報酬月額は別表第1「常勤役員の俸給表」のとおりとし、各々の監事の報酬月額は、別表第1「常勤役員の俸給表」のうちから、評議員会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。
- 3 非常勤役員に対する報酬は別表第2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。
- 4 常勤役員に対する役員賞与の総額は別表第3「常勤役員賞与」をもとに、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。
- 5 常勤役員に対する退職手当は、別表第4「常勤役員退職手当支給基準」に基づき、報酬月額に在職年数と在職年数毎の報酬月額に対する支給基準を乗じた額とする。ただし、この計算における在職年数は就任日より4年間を上限とする。
- 6 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 7 各評議員の報酬等は、定款第16条に定める金額の範囲内において別表第5に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

- 第6条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員及び評議員にあつては、理事会又は評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

- 第8条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第9条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。ただし、非常勤役員及び評議員が会議等出席のために要する交通費に関してはこの限りでない。

(会議等)

第10条 第4条2項に定める理事会出席等および第6条1項に定める理事会又は評議員会出席等、並びに第9条1項に定める非常勤役員及び評議員が会議等出席及び別表について、以下に定める。

- 一 理事会又は評議員会への出席
- 二 理事会又は評議員会にて協議、報告する事項について事前・事後に説明、協議を実施する場合、その開催場所への出席
- 三 第2条に定める役員、評議員が機構の運営に係る事項について説明、協議を実施する場合、その開催場所への出席

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人東日本不動産流通機構の設立の登記の日から施行する。
- 2 特別委員会、専門委員会、ワーキンググループの出席についてもこれに準ずる。
- 3 この規程の一部を変更し、2020年4月1日から施行する。

別表第1 常勤役員の俸給表 (単位：円)

	月額		月額		月額
第1号	100,000	第6号	350,000	第11号	600,000
第2号	150,000	第7号	400,000	第12号	650,000
第3号	200,000	第8号	450,000	第13号	700,000
第4号	250,000	第9号	500,000		
第5号	300,000	第10号	550,000		

別表第2 非常勤役員の報酬

理事会等出席の都度、会議等の開催場所に応じ日当として、源泉徴収後の下記金額を支払う。

開催場所	報酬等の額
この法人の主たる事務所	一人一律 5,000 円
上記以外	一人一律 10,000 円

別表第3 常勤役員賞与

基準日在職の常勤役員の報酬月額（年額の場合、当該年額を12で除した額）
×係数（※）

※：3ヵ月以内

別表第4 常勤役員退職手当支給基準

在職年数	定例報酬月額に対する支給基準
1年	0.7
2年	1.4
3年	2.2
4年	3.1

別表第5 評議員の報酬

評議員会出席の都度、開催場所に応じ日当として、源泉徴収後の下記金額を支払う。

開催場所	報酬等の額
この法人の主たる事務所	一人一律 5,000 円
上記以外	一人一律 10,000 円